

四市複合事務組合監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年2月1日

四市複合事務組合監査委員 栗 林 紀 子
同 中 村 潤 一

監査対象部局	措置状況報告年月日
三山園(事務局予算執行含む)	令和4年1月18日
監査の結果	措置の内容
<p>① 予算の執行状況</p> <p>印紙税法第2条において掲げる別表第1第2号文書「請負に関する契約書」に該当する場合、課税文書となり収入印紙を貼付することになっているが、三山園調理業務委託において、請負ではなく委任に該当するとの誤判断により、印紙が貼付されていなかった。</p> <p>[要望事項]</p> <p>令和3年度より新たに関係市分賦金として管理運営費分が増額され、関係市の負担が大きくなっている。今後とも、歳出の節減に努めるほか、公設公営の施設としての設置目的を踏まえ、引き続き、適切な介護サービスが提供できるよう要望する。</p>	<p>委託業者との協議の結果、印紙の貼付について理解を得られたことから貼付した。</p> <p>利用率の向上、新たな歳入確保の検討及び効率的な運営による歳出の適正化を図り、関係市の負担の軽減に努めていく。また、公設公営の施設としての設置目的を踏まえ、適切なサービス提供に努めるとともに今後の運営方法についても検討していく。</p>